

## 第11回農業委員会定例会議事録

午前10時00分

1 日 時 令和7年11月28日（金）

午前10時30分

2 場 所 竹原市役所3階 大会議室

3 出席農業委員 1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、  
5 赤坂委員、6 土居委員、7 石本委員

欠席農業委員 4 渡橋委員

推進委員 増田推進委員、土居敏一推進委員、片田推進委員

4 説明員 松岡事務局長、南谷係長、上谷主任、小川主事

5 審議案件

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第45号 非農地承認申請について

議案第46号 竹原農業振興地域整備計画（案）の協議について

議案第47号 農地利用集積等促進計画の決定について

報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和7年第1回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、7番石本委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、4番 渡橋委員です。</p> <p>それでは、日程第1、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番と2番は関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。1番と2番は譲受人が同一のため併せて説明します。</p> <p>1番の申請地は、竹原町〇〇、〇〇、〇〇の計3筆、地目は田2筆と畠1筆、面積は計1,198m<sup>2</sup>です。</p> <p>2番の申請地は、竹原町〇〇、〇〇の計2筆、地目は田1筆と畠1筆、面積は計1,123m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。當農計画はレモンを作付けする予定です。説明は以上です。</p>
議長	現地確認を行った土居民喜委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 委員	<p>申請地は、竹原西小学校から西へ約250m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議)
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。
局長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は、西野町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇・〇〇合併、〇〇、〇〇、〇〇、西野町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の計11筆、地目は田9筆と畠2筆、面積は計11,020m<sup>2</sup>です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。當農計画は稻、玉ねぎを作付けする予定です。説明は以上です。</p>

議長	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
増田 推進委員	申請地は、西野集会所から南西へ約 790m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議)
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして4番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 4番の申請地は、竹原町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも畠、面積は計591 m <sup>2</sup> です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 當農計画はぶどうを作付けする予定です。説明は以上です。
議長	現地確認を行った土居民喜委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 委員	申請地は、竹原西地域交流センターから南東へ約 790m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議)
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第2、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。

局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 1 番の申請地は、本町○○の 1 筆、地目は田、面積は 685 m <sup>2</sup> です。 資材置場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居民喜委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 委員	申請地は、竹原市役所から北東へ約 930m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、東野町○○、○○の計 2 筆、地目はいずれも田、面積は計 2,984 m <sup>2</sup> です。 資材置場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。 申請地は転用不可である農振農用地区域でしたが、2 月に農振農用地より除外しております。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居民喜委員から補足説明をお願いします。
土居民喜 委員	申請地は、東洋コルクから北へ約 300m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)

<b>議長</b>	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。 3番の申請地は、西野町〇〇の1筆、地目は田、面積は計60m <sup>2</sup> です。 新築住宅の庭の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
<b>議長</b>	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
<b>増田 推進委員</b>	申請地は、賀茂川中学校から北西へ約390m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
<b>議長</b>	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
<b>議長</b>	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議)
<b>議長</b>	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、4番から6番について、関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局長	議案の4ページ、参考資料の7~8ページをご覧ください。4番から6番は譲受人と転用用途が同一のため併せて説明します。 4番の申請地は、東野町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも田、面積は計1,256m <sup>2</sup> です。 5番の申請地は、東野町〇〇の1筆、地目は田、面積は1,127m <sup>2</sup> です。 6番の申請地は、東野町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも田、面積は計902m <sup>2</sup> です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
<b>議長</b>	現地確認を行った土居民喜委員から補足説明をお願いします。
<b>土居民喜 委員</b>	申請地は、東野小学校から北へ約390m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。

<b>議長</b>	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
<b>議長</b>	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議)
<b>議長</b>	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして7番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の4ページ、参考資料の9ページをご覧ください。 7番の申請地は、西野町〇〇、〇〇、〇〇の計3筆、地目は田、面積は計2,415m <sup>2</sup> です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
<b>議長</b>	現地確認を行った増田推進委員から補足説明をお願いします。
<b>増田 推進委員</b>	申請地は、賀茂川中学校から北西へ約300m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
<b>議長</b>	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
<b>議長</b>	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異議)
<b>議長</b>	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第3、議案第45号「非農地承認申請について」事務局の説明をお願いします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局長	議案の5ページ、参考資料の10ページをご覧ください。 1番の申請地は、吉名町〇〇、〇〇の計2筆、地目はいずれも田、面積は計399m <sup>2</sup> です。 昭和39年に家屋が建てられたため、以降は農地として利用されていません。説明は以上です。

<b>議長</b>	現地確認を行った土居民喜委員から補足説明をお願いします。
<b>土居民喜 委員</b>	申請地はJR吉名駅から北東へ約1.3km付近にあります。 現地確認時、現況は宅地でした。説明は以上です。
<b>議長</b>	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
<b>議長</b>	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異議)
<b>議長</b>	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして2番について事務局の説明をお願いします。
<b>局長</b>	議案の5ページ、参考資料の11ページをご覧ください。 2番の申請地は、福田町〇〇の1筆、地目は畠、面積は62m <sup>2</sup> です。 昭和初期に木造納屋が建てられたため、以降は農地として利用されていません。説明は以上です。
<b>議長</b>	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
<b>片田 推進委員</b>	申請地は福田会館から北東へ150m付近にあります。 現地確認時、現況は宅地でした。説明は以上です。
<b>議長</b>	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
<b>議長</b>	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異議)
<b>議長</b>	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。
<b>局長</b>	議案の5ページ、参考資料の12ページをご覧ください。 3番の申請地は、下野町〇〇の1筆、地目は田、面積は32m <sup>2</sup> です。 昭和12年頃から建物があり、庭敷として利用しているため、以降は農地として利用されていません。説明は以上です。
<b>議長</b>	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。

土居敏一 推進委員	申請地は中通小学校から北西へ約 1 km付近にあります。 現地確認時、現況は宅地でした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異議)
議長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第4、議案第46号「竹原農業振興地域整備計画（案）の協議について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局長	議案の6~8ページ、参考資料13~15ページをご覧ください。 本議案につきましては、竹原農業振興地域整備計画に係る農用地区域からの除外及び農用地区域への編入に対する農業委員会の意見の決定を行うものです。 今回の除外につきましては1件の申請があり、鉄工所の資材置場及び駐車場の用地とするために除外するものです。 また、編入につきましては5件の申請があり、5件ともに中山間地域等直接支払制度に参加し、農地の保全を図るため編入するものです。 説明は以上です。
議長	続きまして、農業振興地域の農用地除外の検討事項について、事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>それでは、除外についての検討事項を説明いたします。</p> <p>農振農用地における農用地については、原則除外ができないこととなっておりますが、除外要件の一つ目として、区域外の土地を利用することによって、事業計画を達成できない場合という要件があります。</p> <p>この点について添付された申請者の事業計画からみて、鉄工所付近で道路から乗用車の进入ができる場所という観点から他に代えることができないことが認められます。</p> <p>二つ目に当該変更により、周辺農地の利用状況や、集団化を阻害しない場合という要件がありますが、申請書に添付された「利害関係人に関する同意書」により、周辺の農地所有者及び耕作者の同意を得ており、支障はないものと認められます。</p> <p>三つ目に当該変更により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者の集積の妨げにならない場合という要件がありますが、申請地については、利用権設定等もなく、また周辺農家については、先程の「利害関係人に関する同意書」により、同意を得ております。</p> <p>四つ目に当該変更により、農用地区域内の農業施設等に影響を及ぼす恐れがない場合という要件がありますが、現地確認により周辺に影響のある農業施設が無いことを確認しております。</p> <p>五つ目に当該土地が農業公共投資の対象である場合、その完成後、農林水産省令で定める期間（8年）を経過していることという要件がありますが、当該土地は対象ではないことから要件を満たしております。</p> <p>以上が除外にあたっての検討項目となります。全ての項目について、除外の要件を満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>農業振興地域の農用地編入の検討事項について、事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、編入についての説明いたします。</p> <p>編入の申請地は西野町〇〇と西野町〇〇にある計32筆、地目はいずれも田、面積は計1.3haの農地について農用地区域へ編入します。精査した結果、地域の農業振興のために必要と認められる農地であり、中山間地域等直接支払制度に参加し、農地の保全を図るため編入するものです。</p> <p>中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な中山間地域などで、農地を維持していくための協定を結び、これに基づいた農業活動を行う農業者等に交付金を支払う国の制度です。対象の農地は1ha以上のまとまりのある農用地区域になります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。
	(質疑、意見)
議長	ご質疑、ご意見がないようですので、異議がない旨回答することにご異議はありませんか。
	(異議)
議長	異議なしと認めます。よって、異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。 次に日程第5、議案第47号「農地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局長	議案の9ページ、参考資料の16~23ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積等促進計画の決定について」となっております。 今回、利用権設定の申出があった案件の面積は計42,863.91m <sup>2</sup> 、 対象人員が、貸し手が17人、借り手が1団体、2人です。 本議案が可決の場合、令和7年11月28日付けで、決定いたします。 詳細につきましては、参考資料16~23ページをご確認ください。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり。
議長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり。
議長	異議なしと認めます。議案第47号「農用地利用集積等促進計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第6、報告第19号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局長	議案の 10 ページ、参考資料の 24~28 ページをご覧ください。 令和 7 年 10 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は 12 件、筆数は田 33 筆、畑 26 筆の計 59 筆、面積は計 25,373.63 m <sup>2</sup> の届出がありました。 詳細につきましては、参考資料の 24~28 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	(一般報告や協議事項等)
議長	以上をもちまして、令和 7 年第 11 回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 11 月 28 日

議長 祐本 征武

署名委員 石本 進